

第3期

紀宝町子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年3月

紀宝町

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨2
- 2 計画の性格・位置づけ2
- 3 計画の期間3
- 4 計画の策定体制3

第2章 紀宝町の子ども・子育ての現状

- 1 第2期計画における子ども・子育て事業の実施状況6
- 2 ニーズ調査からみる現状 10

第3章 計画の基本理念と施策体系

- 1 計画の基本理念28
- 2 計画の基本目標29
- 3 施策体系30

第4章 施策の展開

- 1 地域における子育て支援32
- 2 母親や乳幼児等の健康の確保および増進35
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備37
- 4 子どもの安全安心の確保39
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進40
- 6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 41

第5章 量の見込みと確保方策

- 1 量の見込みの算出46
- 2 提供区域の設定47
- 3 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策48
- 4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策54
- 5 総合的な子どもの放課後対策の推進68

第6章 推進体制

- 1 推進体制の確立72
- 2 広域調整や県との連携73
- 3 計画の評価・確認73

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成 24 年8月に制定された「子ども・子育て支援法」は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

こうした考え方で平成 27 年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」のもと、全国の待機児童数が大幅に減るなど子ども・子育て支援の充実は図られてきたものの、全国的には依然として児童虐待が深刻化したり、ヤングケアラーが問題視されるようになるなど、「子どもの最善の利益」が脅かされる状況が続いています。

この間、本町においては、令和元年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定を行い、子育てニーズへの対応を行いました。その後も、幼児期の教育・保育事業や子育て支援事業の量的・質的な充実を図るとともに、子育て支援にかかる取り組みを進めてきましたが、子どもを持つ保護者の負担感の軽減を図るべく、さらなる事業の推進が求められています。

このため、計画の見直しを行い、「第3期紀宝町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」と言います。)として新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。あわせて、「次世代育成支援対策推進法」(2035 年度までの時限立法)に基づく「次世代育成支援行動計画」および「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」としての趣旨を踏まえた上での計画とするものです。また、放課後児童対策として国から示された「放課後児童対策パッケージ」の趣旨も踏まえた上での計画とします。

なお、本町のまちづくりの総合的指針である「第 2 次紀宝町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は5か年を1期とするものであり、本計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点をめどに計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのニーズ調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法」第72条に定める合議制の機関として「紀宝町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画の素案を町役場の窓口やホームページにて公開し、広く町民の方々から意見を募り策定しました。なお、計画策定後「紀宝町子ども・子育て会議」は、事業計画の進行管理を行うため、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

第2章

紀宝町の子ども・子育ての現状

1 第2期計画における子ども・子育て事業の実施状況

(1)教育・保育事業

①教育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※	1号・2号※
計画値	量の見込み	35	35	35	34	34
	確保の内容	35	35	35	34	34
実績値		30	34	40	39	42

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

(単位:実利用人数/年間)

②保育事業

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳
計画値	量の見込み	200	9	89	203	8	87	169	8	90
	確保の内容	200	9	89	203	8	87	169	8	90
実績値		200	6	88	208	2	85	168	5	64

		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳
計画値	量の見込み	165	8	88	162	8	85
	確保の内容	165	8	88	162	8	85
実績値		151	8	74	125	4	88

(単位:実利用人数/年間)

(2)地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業※

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	120	119	111	108	106
	確保の内容	120	119	111	108	106
実績値		153	148	132	125	115

※国事業の延長保育(11時間)については実施しておらず、ここでの人数は標準時間での利用者数

(単位:実利用人数/年間)

②放課後児童健全育成事業

		令和2年度						令和3年度					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
計画値	量の見込み	20	19	14	8	4	2	17	18	15	6	4	2
	確保の内容	20	19	14	8	4	2	17	18	15	6	4	2
実績値		28	15	9	9	2	10	26	23	13	8	7	1

		令和4年度						令和5年度					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
計画値	量の見込み	22	15	16	7	4	2	19	19	12	6	4	2
	確保の内容	22	15	16	7	4	2	19	19	12	6	4	2
実績値		31	19	23	8	4	6	30	25	14	12	4	5

		令和6年度					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
計画値	量の見込み	18	17	15	6	4	2
	確保の内容	18	17	15	6	4	2
実績値		37	30	26	8	7	3

(単位:実利用人数/年間)

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

(単位:延べ利用人数/年間)

④地域子育て支援拠点事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	83	82	83	81	78
	確保の内容	83	82	83	81	78
実績値		388	357	660	756	527

(単位:延べ利用人数/月)

⑤一時預かり事業(幼稚園型)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830
	確保の内容	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830
実績値		2,901	3,461	4,562	3,496	5,337

(単位:延べ利用人数/年間)

⑥一時預かり事業(幼稚園型を除く)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

(単位:延べ利用人数/年間)

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,098	1,015	1,055	1,015	998
	確保の内容	1,098	1,015	1,055	1,015	998
実績値		1,039	1,230	1,052	1,329	961

(単位:延べ利用人数/年間)

⑧病児保育事業(病児・病後児保育)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	—	—	—	—	—
	確保の内容	—	—	—	—	—
実績値		—	—	—	—	—

(単位:延べ利用人数/年間)

⑨利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

(単位:か所)

⑩乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	73	71	69	67	65
	確保の内容	73	71	69	67	65
実績値		41	56	54	34	37

(単位:実利用人数/年間)

⑪養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保の内容	9	9	9	9	9
実績値		10	13	7	2	10

(単位:実利用人数/年間)

⑫妊婦健診

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	834	810	787	764	741
	確保の内容	834	810	787	764	741
実績値	実人数	78	101	77	63	83
	延べ人数	593	778	582	472	571

(単位:実利用人数/年間)

2 ニーズ調査からみる現状

(1)ニーズ調査の実施概要

子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、町内在住の就学前児童および小学生のいる世帯の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。調査方法および主な結果は次のとおりです。

■調査の種類

- ・就学前児童調査：小学校に入学する前のお子さんのいる保護者対象
- ・小学校児童調査：小学校に通学するお子さんのいる保護者

■調査対象者

- ・対象年齢児童のいる保護者（令和6年12月1日時点）

■調査方法

＜就学前児童調査＞

- ・幼稚園、保育所を通じた直接配布、回収
- ・町内幼稚園、保育所に通園・通所していない児童のみの世帯には郵送による配布、回収

＜小学校児童調査＞

- ・小学校を通じた直接配布、回収
- ・町内小学校に通学していない児童のみの世帯には郵送による配布、回収

■調査期間

令和6年12月2日～12月13日

■回収結果

		配布数		回収数	回収率
		直接配布	郵送配布		
就学前児童調査	267	204	63	192	71.9%
小学校児童調査	368	363	5	271	73.6%

■注意事項

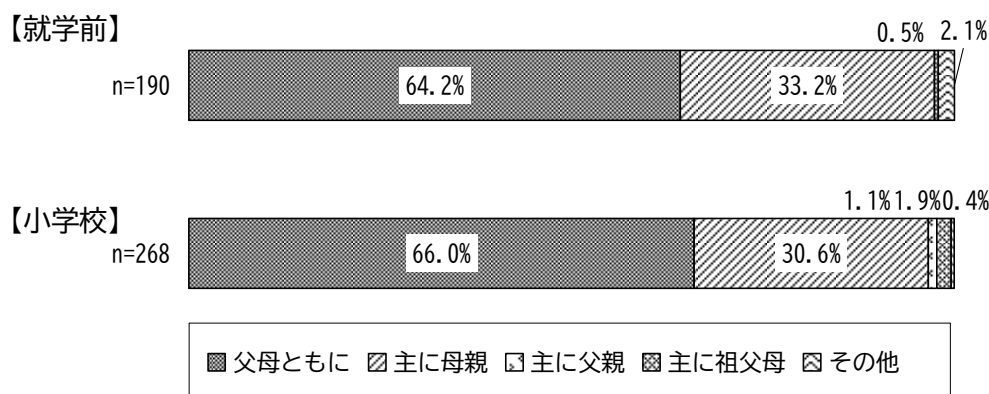
- ・グラフおよび表中のn数（number of case）は、設問に対する回答者数を表しています。
- ・調査結果（グラフ）の比率は、その設問の回答者数（n数）を分母として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、端数処理のため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ・複数回答形式（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問については、その設問の回答者数（n数）を分母として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2)ニーズ調査の結果

①子育て家庭の状況

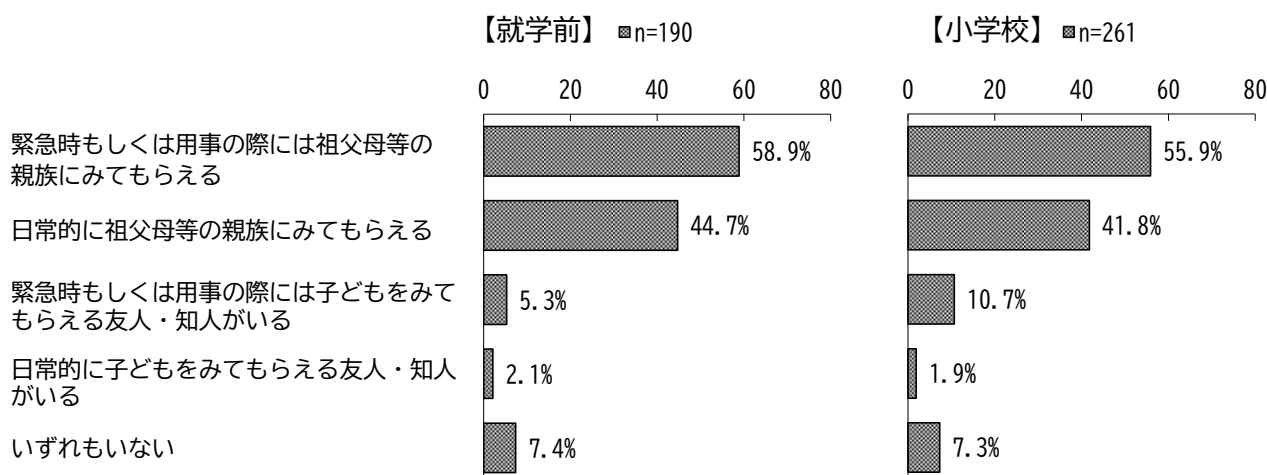
子育てを主体的に行っている人

子育てを主に行っているのは「父母ともに」が65%ほどとなっており、「主に母親」が30%ほどとなっています。



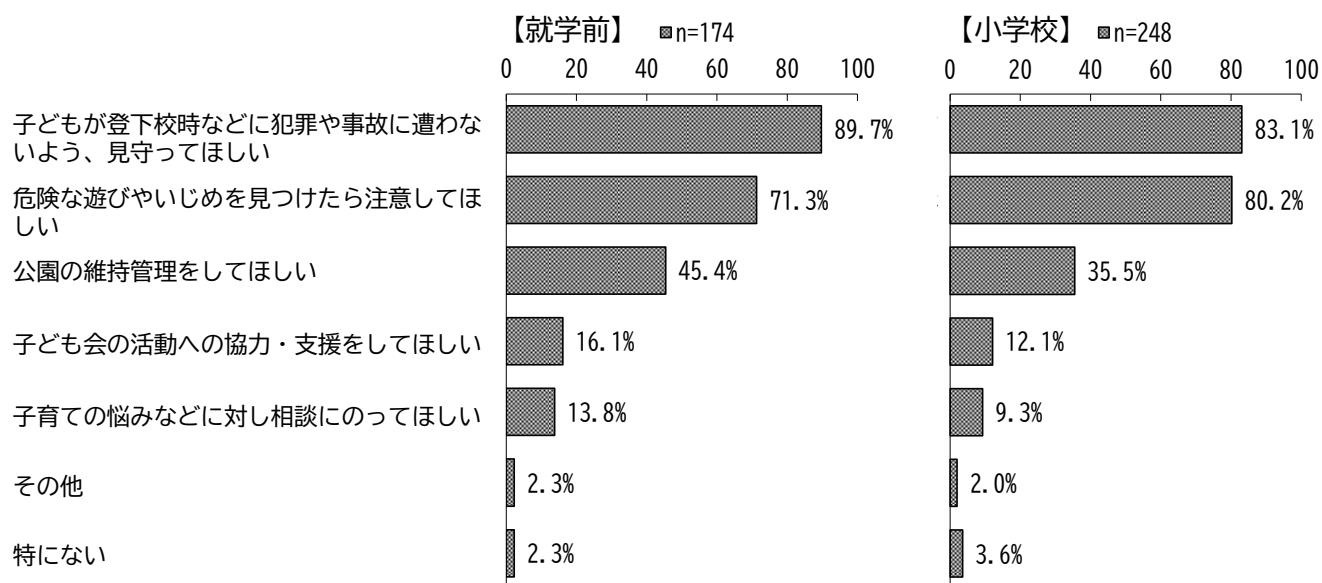
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55%ほどと高くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40%ほどとなっており、多くの世帯ではお子さんをみてもらえる人がいる状況になっています。しかし「いずれもない」世帯も7%ほどいます。



子育て支援として、地域の人に期待すること

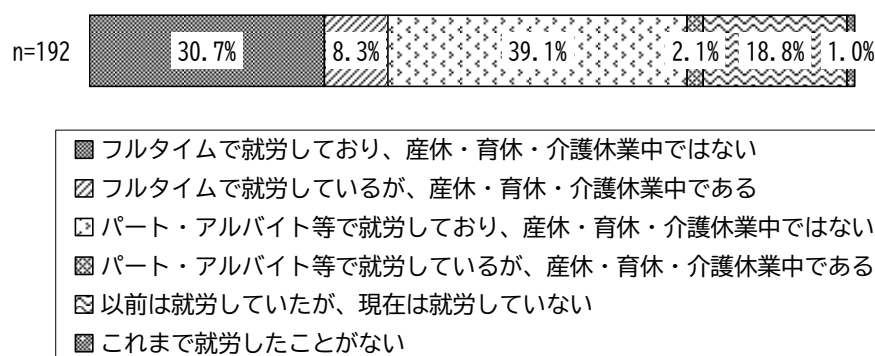
子育て支援として地域の人に期待することについては、「子どもが登下校時などに犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が80～90%ほどで高く、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が70～80%ほど、「公園の維持管理をしてほしい」が35～45%ほどで続いています。



②保護者の就労状況

母親の就労状況＜就学前＞

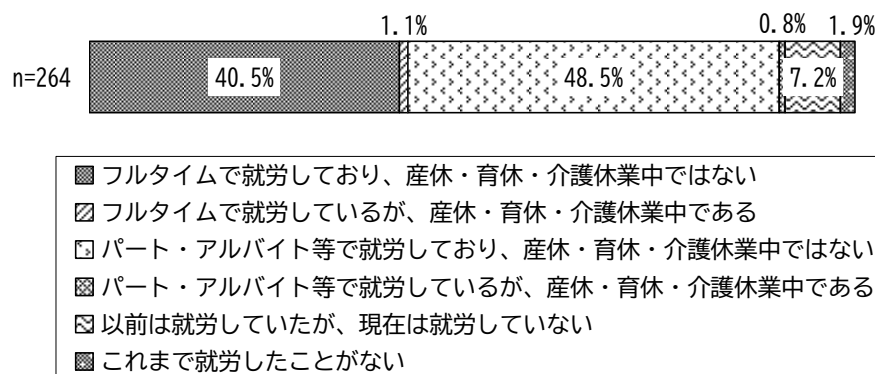
就学前児童の母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は30.7%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、39.0%の方が『フルタイム』で就労しています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は39.1%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、41.2%の方が『パート・アルバイト等』で就労しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は18.8%となっており、「これまで就労したことがない」を加えると、19.8%の方が『就労していない』という状況です。



母親の就労状況＜小学校＞

小学校児童の母親の現在の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が48.5%と最も高く、産休・育休・介護休業中の方を加えると、49.3%の方が『パート・アルバイト等』で就労しています。また、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は40.5%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、41.6%の方が『フルタイム』で就労しています。

一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は7.2%、「これまで就労したことがない」は1.9%と、10%弱の方が『就労していない』という状況です。



現在、就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない方の就労希望については、「1年より先、一番下の子どもが【 】歳になったところに就労したい」が30%ほどとなっており、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると『就労したい』方は60～65%ほどとなっています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」方は35～40%ほどとなっています。

※「【 】歳」については次項目の「就労を希望する時点での子どもの年齢」参照

【就学前】



【小学校】

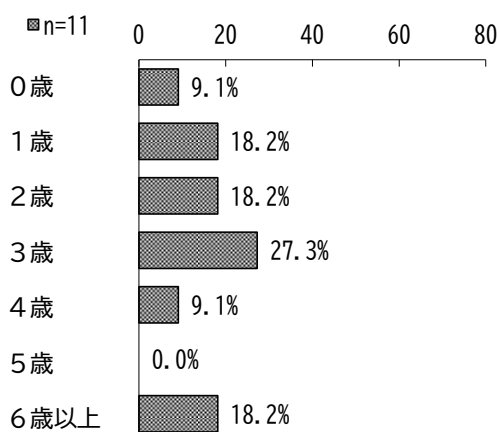


- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- ▨ 1年より先、一番下の子どもが【 】歳になったところに就労したい
- ▩ すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

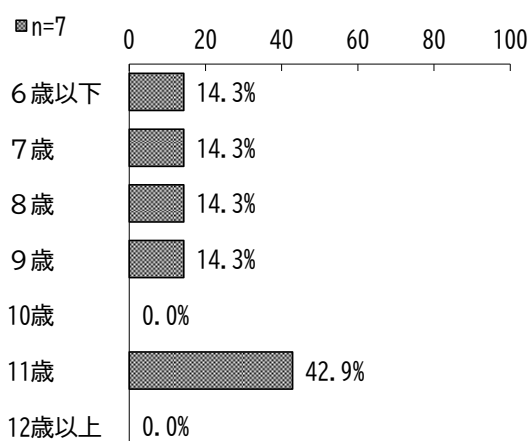
母親が就労を希望する時点での子どもの年齢

一番下の子どもが何歳になったら働きたいかについては、就学前児童の保護者では「3歳」が27.3%（3人）で最も高く、「1歳」「2歳」「6歳以上」が18.2%（2人）が続いています。小学生児童の保護者では「11歳」が42.9%（2人）が多くなっています。

【就学前】



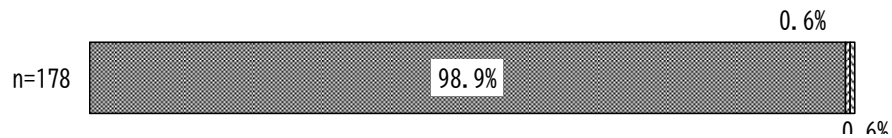
【小学校】



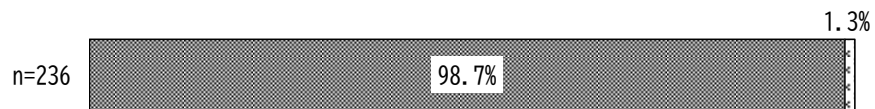
父親の就労状況

父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が98%ほどを占めています。

【就学前】



【小学校】

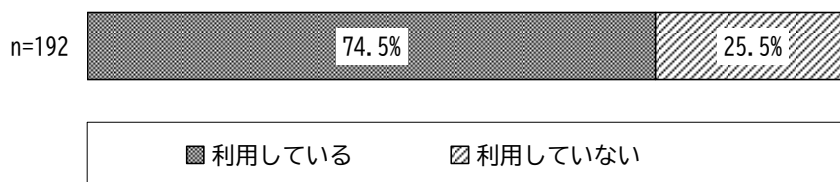


- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▣ パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である
- ☑ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

③教育・保育事業の状況

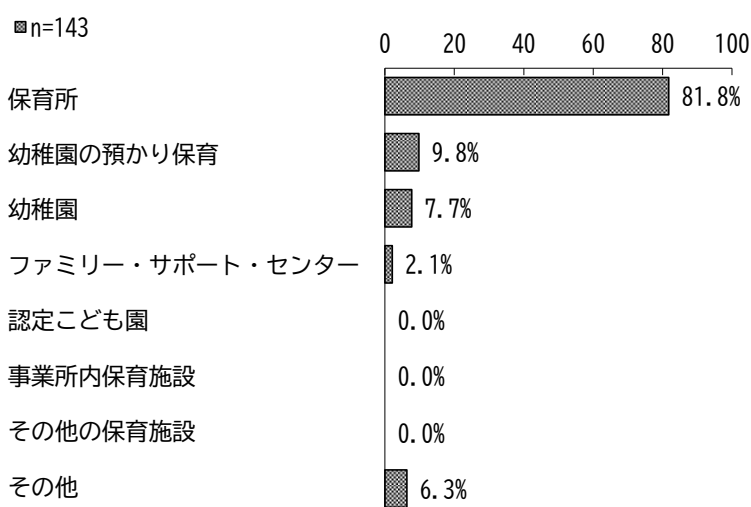
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況<就学前>

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が74.5%を占めています。



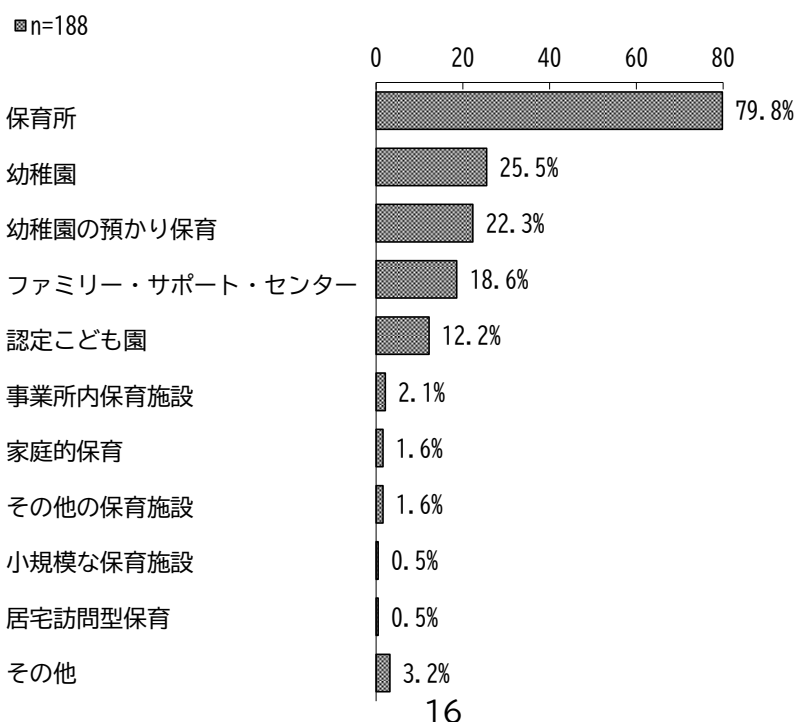
利用している教育・保育の事業<就学前>

平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「保育所」が81.8%で最も高く、「幼稚園の預かり保育」が9.8%、「幼稚園」が7.7%が続いています。



利用したいと考える教育・保育の事業<就学前>

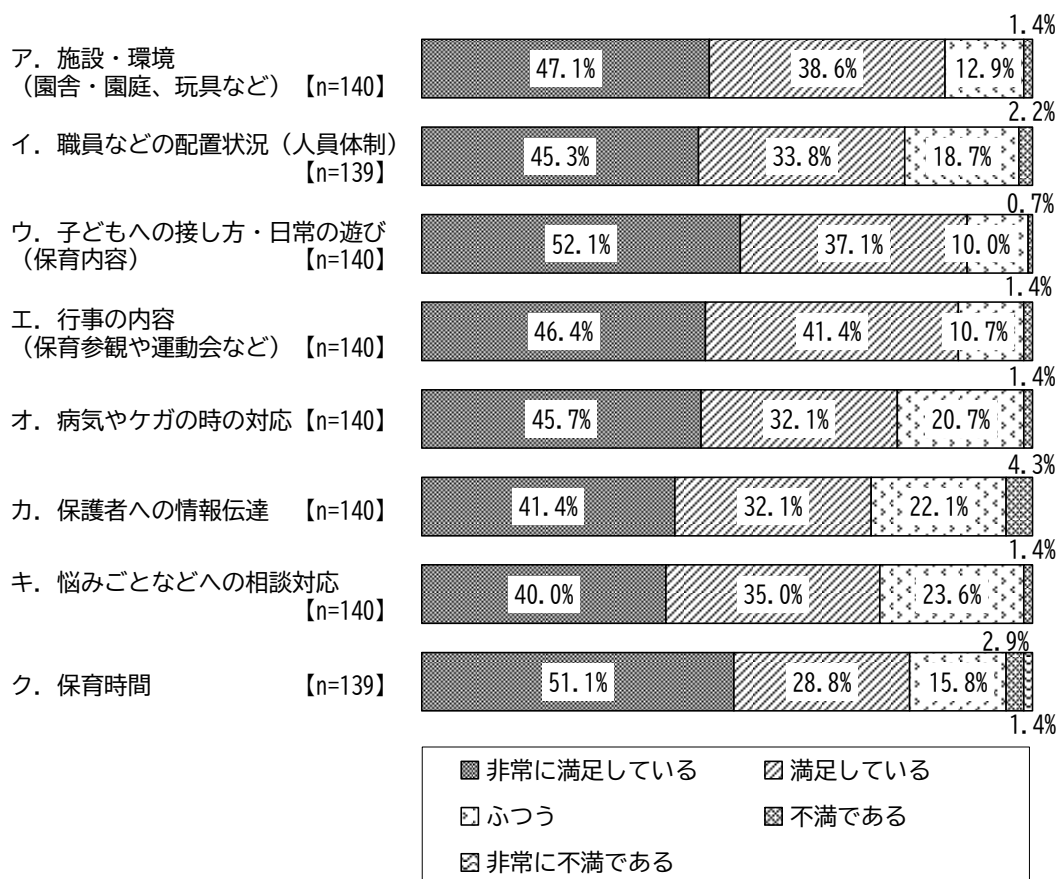
平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「保育所」が79.8%で最も高く、「幼稚園」が25.5%、「幼稚園の預かり保育」が22.3%が続いています。



利用している教育・保育の事業の評価<就学前>

利用している教育・保育事業の満足度については、いずれの項目についても「満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』割合は70%を超えています。特に、「子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）」については『満足している』は89.2%に上り、満足度が高くなっています。

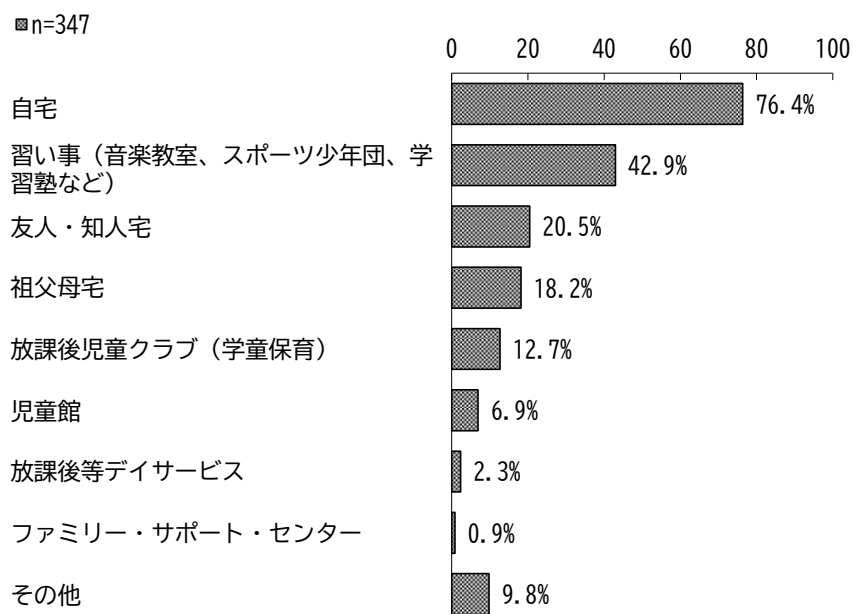
一方、「保護者への情報伝達」「保育時間」については、「非常に不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』割合が4.3%と、他の項目に比べて高くなっています。



④お子さんの放課後の過ごし方の状況

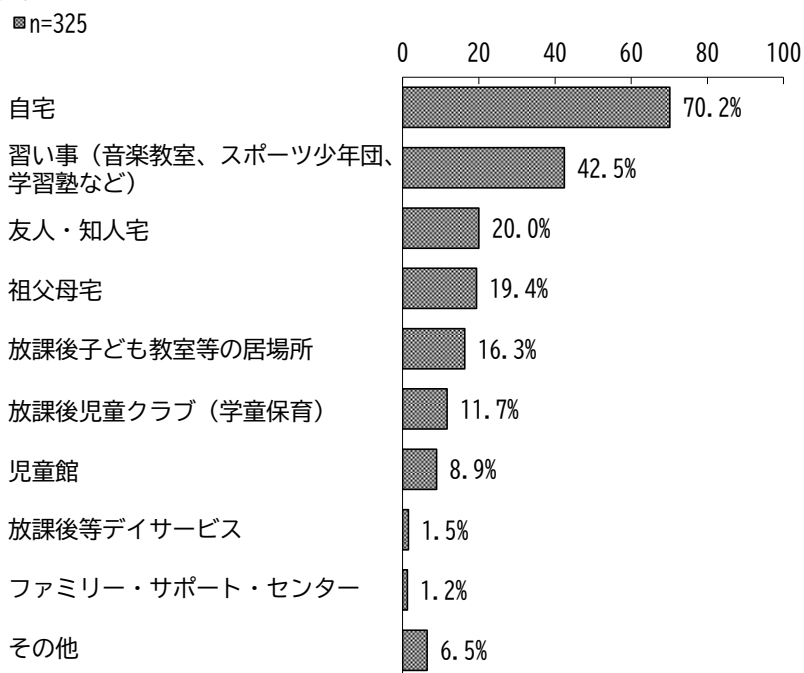
放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごしている場所＜小学校＞

現在のお子さんの放課後の過ごし方については、「自宅」が76.4%で最も高く、「習い事（音楽教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が42.9%、「友人・知人宅」が20.5%、「祖父母宅」が18.2%で続いています。



放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所＜小学校＞

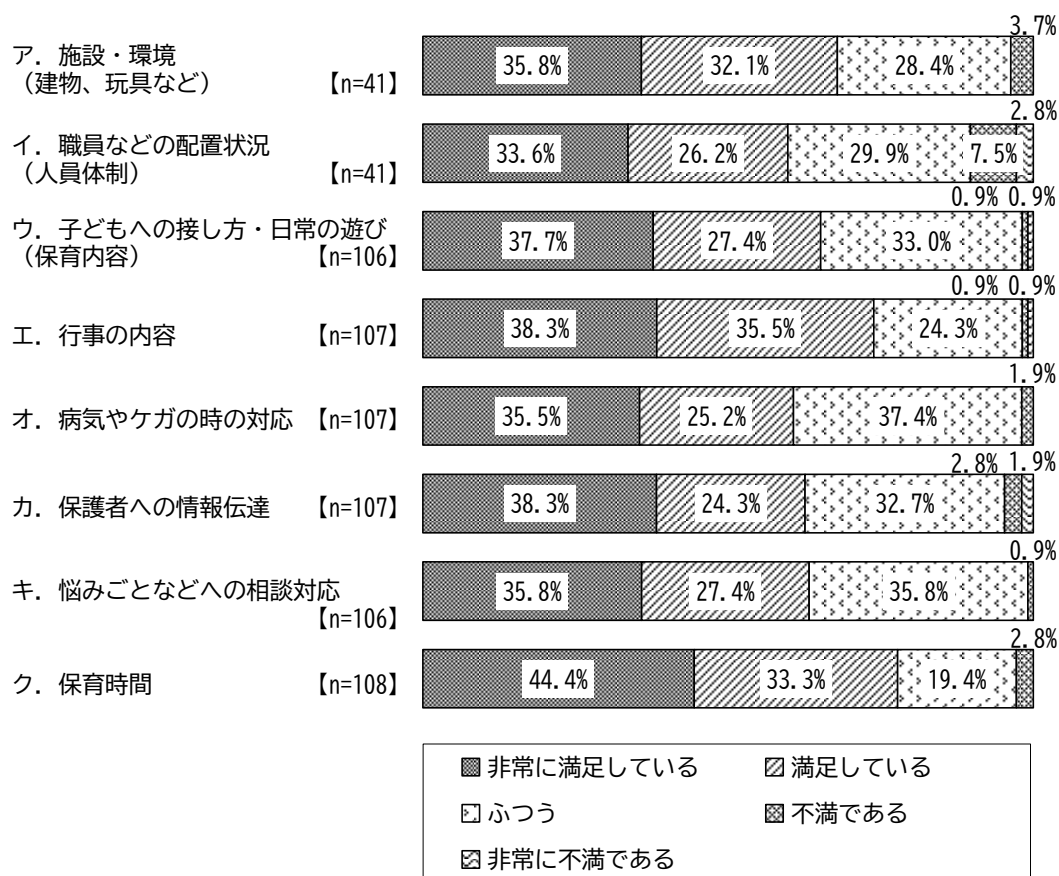
今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、「自宅」が70.2%で最も高く、「習い事（音楽教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が42.5%、「友人・知人宅」が20.0%で続いています。



利用している放課後児童クラブ（学童保育）の評価＜小学校＞

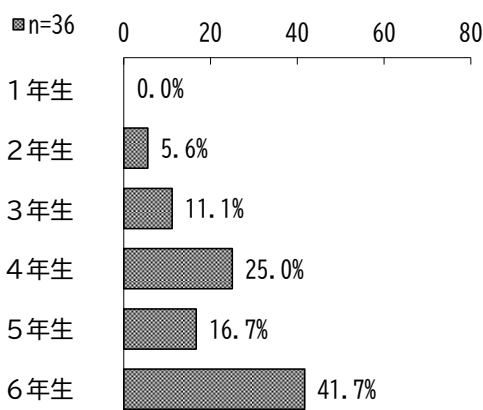
現在利用している放課後児童クラブに対する満足度は、すべての項目について「満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』割合は約60%以上となっています。特に、「保育時間」については『満足している』は77.7%、「行事の内容」については73.8%と、満足度が高くなっています。

一方、「職員などの配置状況（人員体制）」については、「非常に不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』割合が10.3%と、他の項目に比べて高くなっています。



何年生になるまで学童保育を利用したいか＜小学校＞

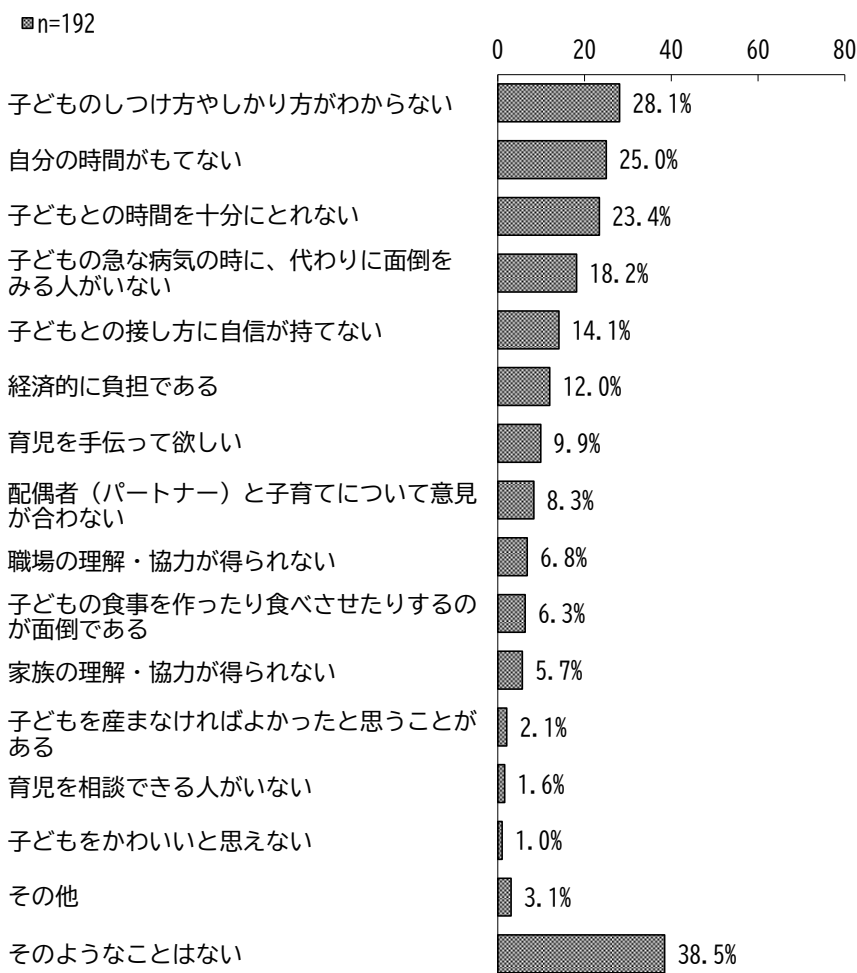
何年生になるまで学童保育を利用したいかについては、「6年生」が41.7%で最も高く、「4年生」が25.0%、「5年生」が16.7%が続いています。



⑤子育て全般について

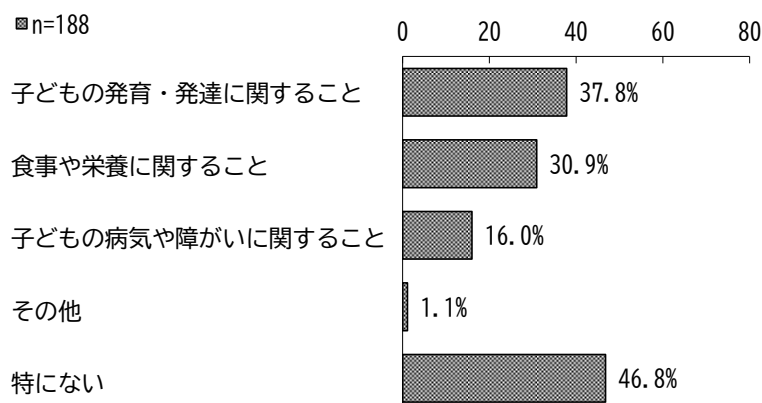
子育てをしていて、日頃から不安感や負担感を感じること<就学前>

子育てをしていて不安感や負担感を感じることは、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が28.1%で最も高く、「自分の時間がもてない」が25.0%、「子どもとの時間を十分にとれない」が23.4%で続いています。一方、「そのようなことはない」は38.5%となっています。



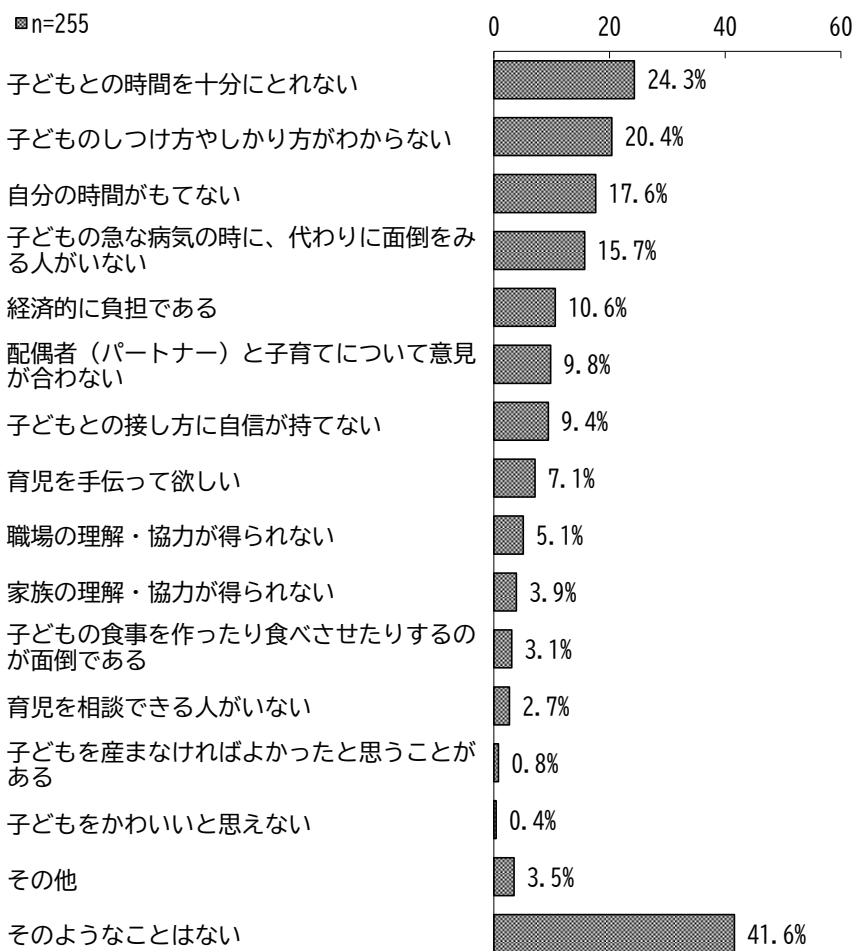
お子さんの成長」に関して、不安感を感じること、気になること<就学前>

「お子さんの成長」に関して、日頃から不安感を感じることは、「子どもの発育・発達に関すること」が37.8%で最も高く、「食事や栄養に関すること」が30.9%で続いています。一方、「特にない」は46.8%となっています。



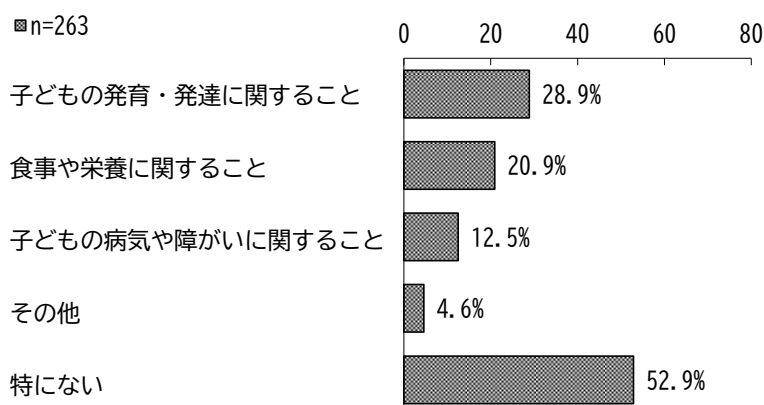
子育てをしていて、日頃から不安感や負担感を感じること<小学校>

子育てをしていて不安感や負担感を感じることは、「子どもとの時間を十分にとれない」が24.3%で最も高く、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が20.4%、「自分の時間がもてない」が17.6%で続いています。一方、「そのようなことはない」は41.6%となっています。



「お子さんの成長」に関して、不安感を感じること、気になること<小学校>

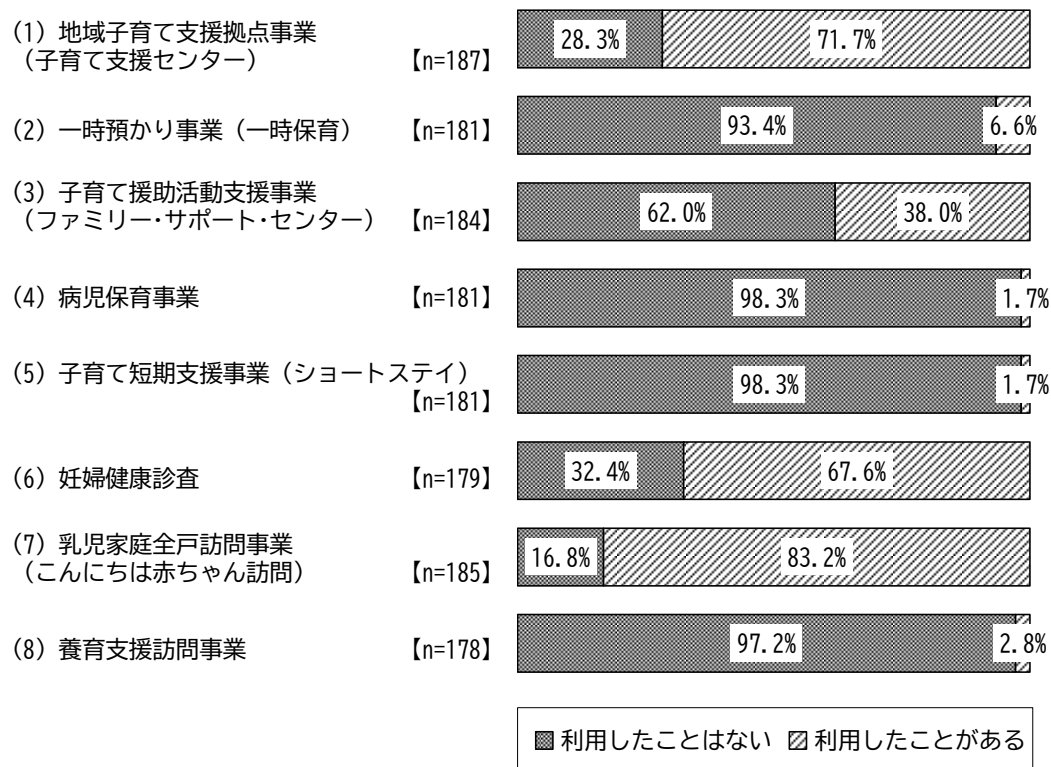
「お子さんの成長」に関して、日頃から不安感を感じることは、「子どもの発育・発達に関すること」が28.9%で最も高く、「食事や栄養に関すること」が20.9%で続いています。一方、「特にない」は52.9%となっています。



紀宝町で進める子育て支援事業の利用状況<就学前>

利用度が高い（「利用したことがある」）事業は、「乳児家庭全戸訪問事業」が83.2%と最も高く、以下、「地域子育て拠点支援事業」（71.7%）、「妊婦健康診査」（67.6%）、「子育て援助活動支援事業」（38.0%）の順となっています。

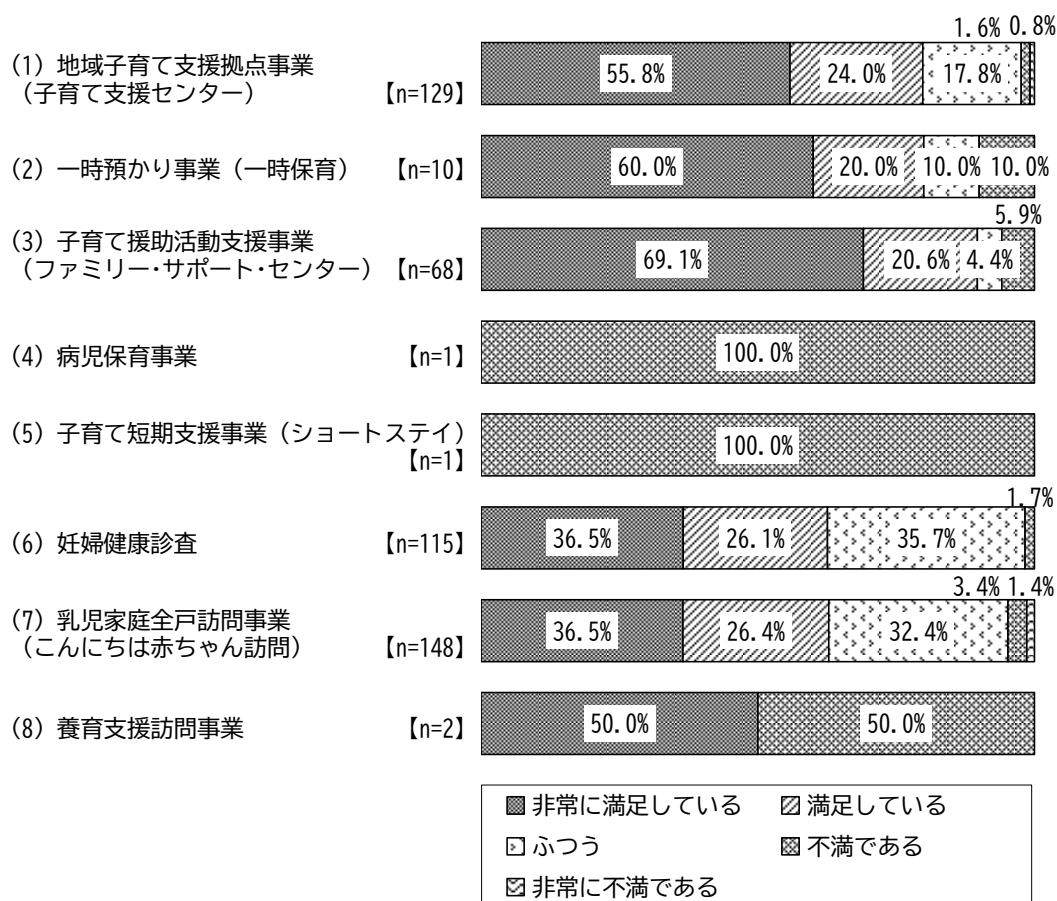
一方、利用度が低い事業は、「子育て短期支援事業」が1.7%、「養育支援訪問事業」が2.8%などとなっています。



紀宝町で進める子育て支援事業の満足度＜小学校＞

満足度が高い（「満足している」と「非常に満足している」を合わせた割合）事業は、「病児保育事業」と「子育て短期支援事業（ショートステイ）」以外の事業ではいずれも 50%以上となっています。「子育て援助活動支援事業」が 89.7%で最も高く、以下、「地域子育て支援拠点事業」（79.8%）、「一時預かり事業」（80.0%）の順となっています。

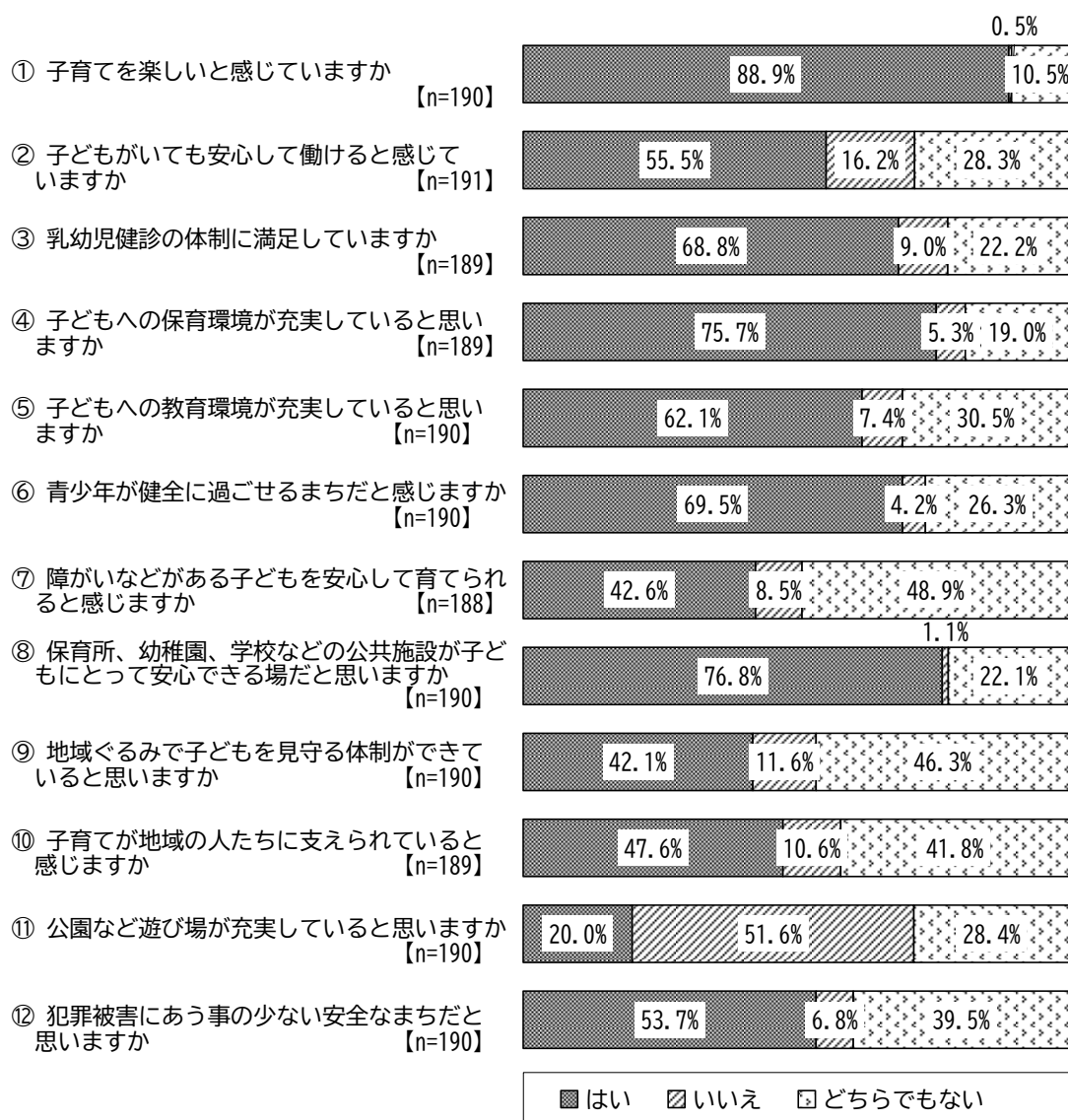
一方、満足度が低い（「不満である」と「非常に不満である」を合わせた割合）事業は、「病児保育事業」と「子育て短期支援事業（ショートステイ）」が 100%となっています。



紀宝町の子育て施策等をどのように感じているか<就学前>

紀宝町の子育て施策等について肯定的な回答が多かった施策は、「①子育てを楽しんでいると感じていますか」(88.9%)、「保育所、幼稚園、学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか」(76.8%)、「子どもへの保育環境が充実していると思いますか」(75.7%)などで、「はい」が75%を超えています。

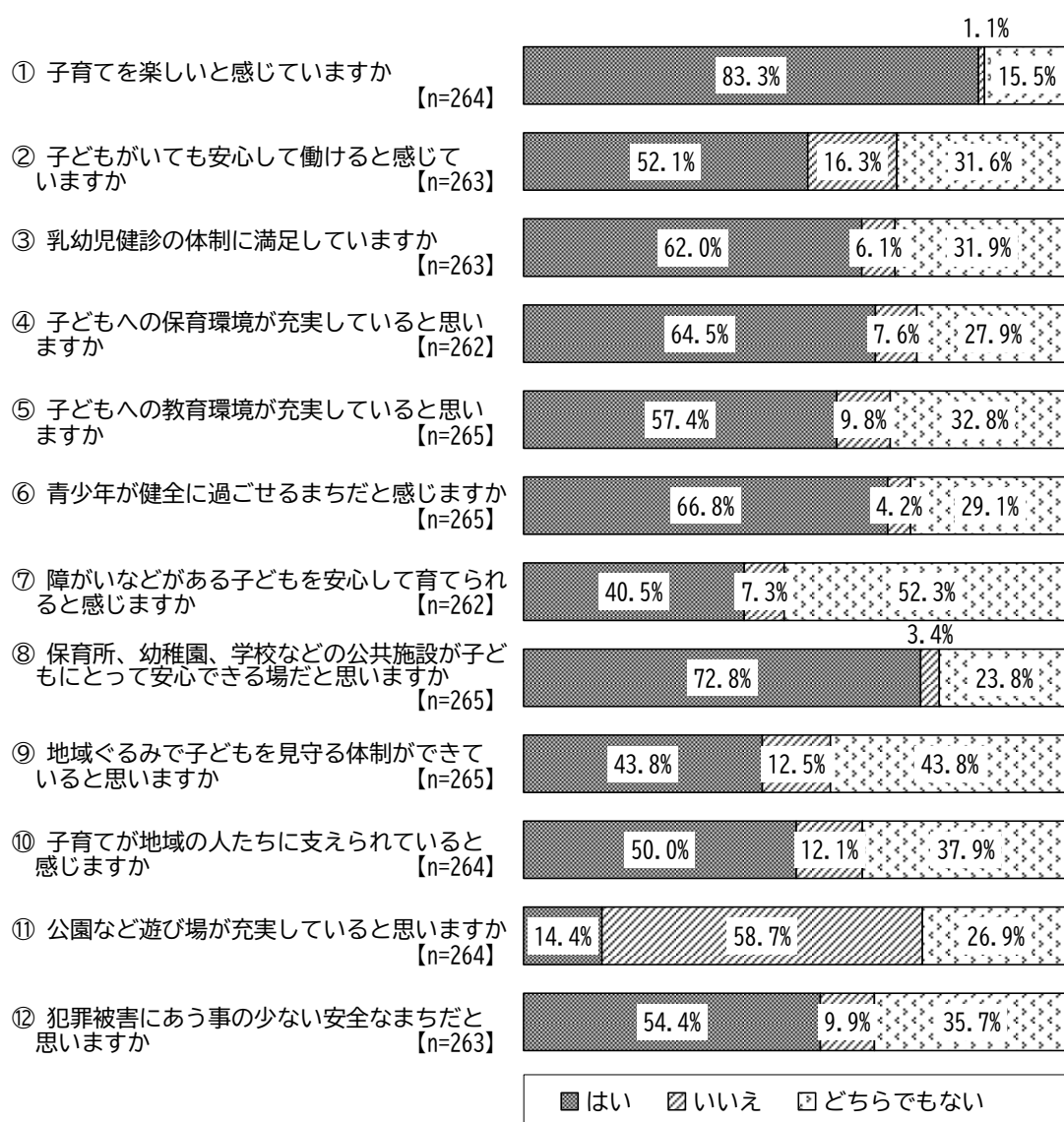
一方、否定的な回答が多かった施策は、「公園など遊び場が充実していると思いますか」(51.6%)、「子どもがいても安心して働けると感じていますか」(16.2%)、「地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思いますか」(11.6%)、「子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか」(10.6%)などで、「いいえ」が10%以上となっています。



紀宝町の子育て施策等をどのように感じているか<小学校>

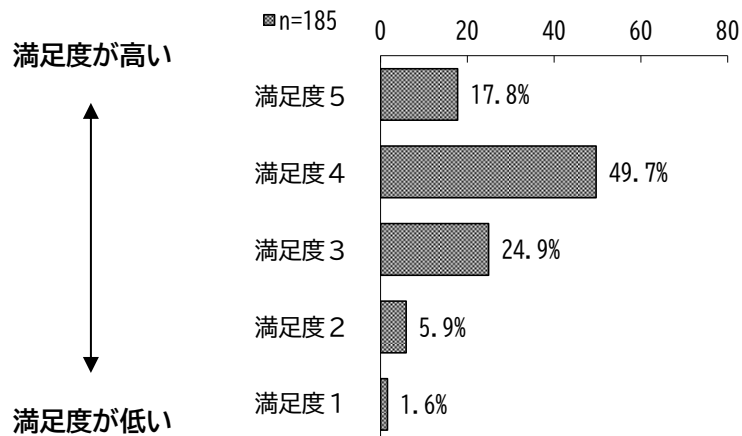
紀宝町の子育て施策等について肯定的な回答が多かった施策は、「①子育てを楽しんでいると感じていますか」(83.3%)、「保育所、幼稚園、学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか」(72.8%)、「青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか」(66.8%)などで「はい」が65%を超えています。

一方、否定的な回答が多かった施策は、「公園など遊び場が充実していると思いますか」(58.7%)、「子どもがいても安心して働けると感じていますか」(16.3%)、「地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思いますか」(12.5%)、「子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか」(12.1%)などで「いいえ」が10%以上となっています。



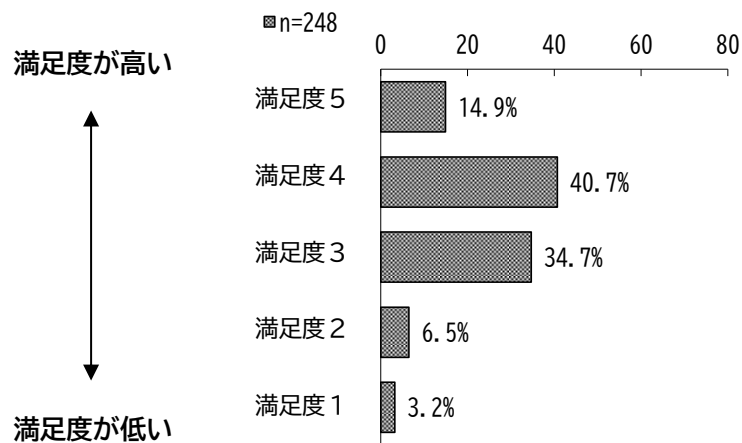
紀宝町における子育ての環境や支援に関する総合的な満足度＜就学前＞

紀宝町における子育ての環境や支援に関する総合的な満足度は、満足度の高い「5」や「4」を選んだ方は合わせて 67.5%あり、満足度の低い「1」や「2」を選んだ方（7.5%）を大きく上回っています。



紀宝町における子育ての環境や支援に関する総合的な満足度＜小学校＞

紀宝町における子育ての環境や支援に関する総合的な満足度は、満足度の高い「5」や「4」を選んだ方は合わせて 55.6%あり、満足度の低い「1」や「2」を選んだ方（9.7%）を大きく上回っています。



第3章

計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

少子化の影響により全国的に子どもの人口減少が続いています。家庭の状況についても、共働きである家庭がさらに増加しており、就学前の保育ニーズや放課後児童クラブのニーズが高まっています。ニーズ調査の結果からも就労意向を持つ母親が多く、今後も保育ニーズの高まりは続くと考えられます。こうした中、子育て世代が将来にわたって住み続けられるよう、地域と行政との協働で、子育てを支えていくことが重要です。

一方、子どもを取り巻く環境について、全国的には子どもに対する虐待や家庭の貧困に起因する不適切な事案も多くみられます。本町は地域のつながりが強く、支援も行き届きやすい環境にありますが、それでも支援が十分に行き渡っていない支援の必要な子どもおよび家庭をいち早く見つけ、適切な支援へとつなげることが求められます。そして、だれもが安心して楽しく子育てできるよう、公的な教育・保育の事業だけでなく、民間活力によるサービス、企業の理解と協力および地域の温かな見守りのもとで、子育て支援を充実していかなければなりません。

これらの状況を踏まえつつ、子ども・子育て支援法および同法に基づく基本指針と第2期紀宝町総合計画を踏まえ、「第2次紀宝町子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、次のように基本理念を掲げます。

本計画の基本理念

明るく元気な子どもを育むまちづくり

本来、子育ては、保護者が第一義的な責任のもと、深い愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから子育て支援には、保護者に代わって子育てすることではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感、孤立感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てでき、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の 6 つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 地域における子育て支援

子育てしやすいまちであるためには、親族はもちろん、居住している地域内での支えが重要になります。地域における子育てサービスの充実や地域間でのネットワークづくりを進めます。また、地域の児童を地域で見守る児童健全育成を図ります。

基本目標 2 母親や乳幼児等の健康の確保および増進

子どもとその親の健康を確保することは、子育てをする上でもっとも重要なことです。妊娠から出産、出産後の切れ目のない支援を実現し、子どもとその親の健康を確保します。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境の整備や家庭や地域の教育力の向上に努めます。心身ともに健やかに成長することで、「生きる力」が育まれ、次代の親の育成につなげます。

基本目標 4 子どもの安全安心の確保

子どもが安心して暮らすことができるように、安全な公園の整備や道路交通環境の整備等を進めます。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

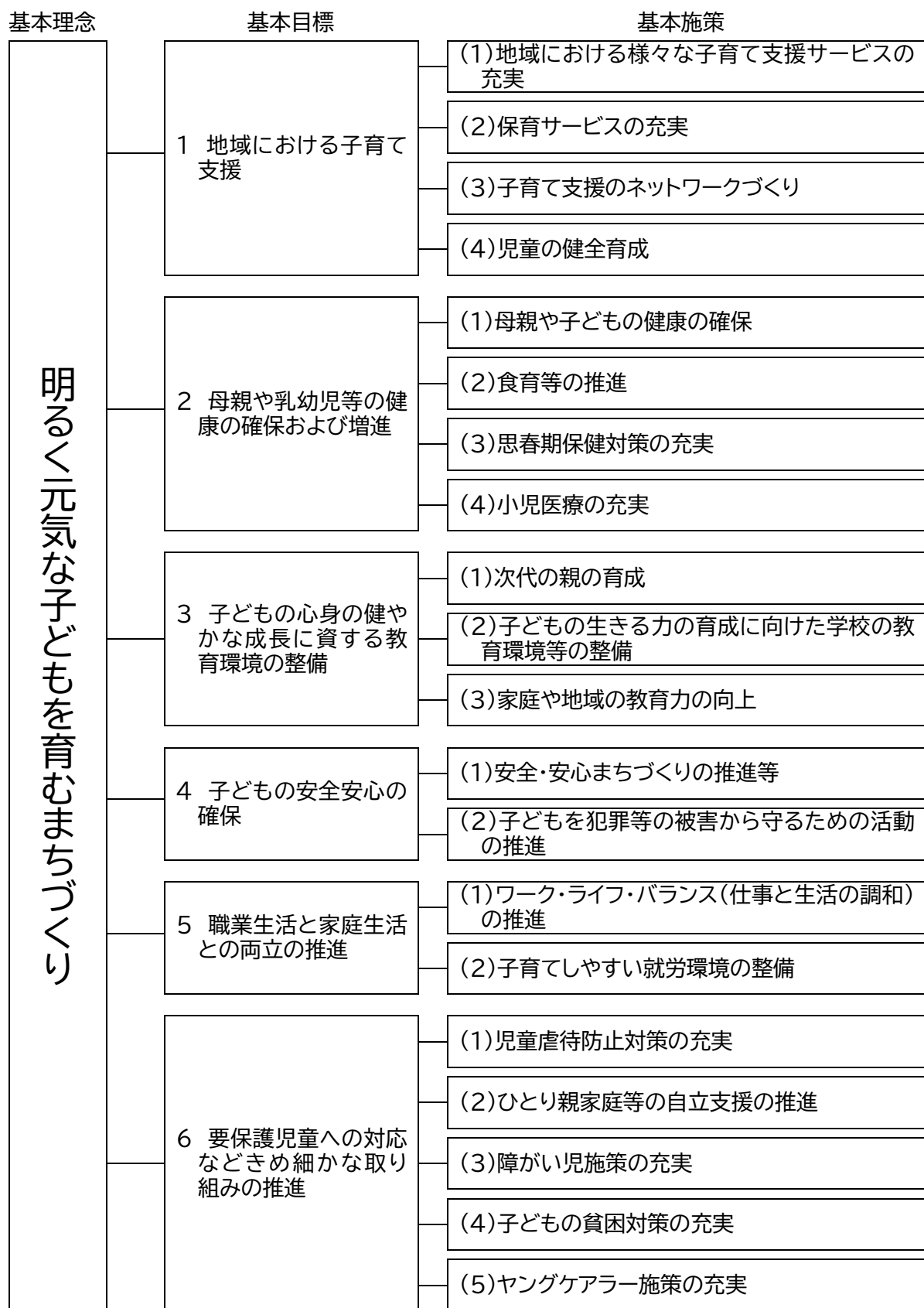
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

親の職業生活と家庭生活が両立できるよう、多様な働き方を実現するための企業との連携や啓発・情報提供を推進します。

基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みとして、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実を図ります。

3 施策体系



第4章

施策の展開

1 地域における子育て支援

(1)地域における様々な子育て支援サービスの充実

施策・事業の方針	方針内容
子どもの生活相談	子育てに関する悩みなどの相談体制の充実を図ります。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの充実)	保護者が労働等により、昼間家庭にいない町内小学校に通う児童を対象に、子どもたちの安全な居場所と保護者が安心して預けられる環境を提供します。
遊び場開放事業	公民館等を開放し、放課後児童の安全安心な居場所づくりを推進します。
地域子育て支援センター事業の充実	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を実施することを検討します。また、子育てに悩む親がより相談しやすい体制づくりについても検討し、子育て世代が集いやすい環境づくりに努めます。
ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員になり、子育てを助け合う、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
子育て相談の充実	保育所・幼稚園・子育て支援センターにおいて、子育て相談や情報を提供します。
親子支援事業	保育所入所前の親子を対象に子どもの健やかな発達支援と、育児不安の軽減、あるいは解消を目的に各関係機関と連携を取りながら様々な事業を開催します。
出産祝金の支給	第2子以降の子どもの出生時に出産祝金として 10 万円～30 万円を支給します。
子育て用品支給事業	育児にかかる経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を提供するため、1歳までの乳児を養育している家庭を対象に、おむつやおしりふきなどの子育て用品等を支給します。

(2)保育サービスの充実

施策・事業の方針	方針内容
通常保育事業の推進	安全・安心な保育環境の整備を図るとともに、保育 ICT システムの活用など、保育サービスの充実を推進します。
延長保育事業の検討	通常保育時間以外の保育ニーズに対応するため、延長保育の実施を検討します。
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、鶴殿保育所において0歳児からの保育を実施します。

施策・事業の方針	方針内容
障がい児保育事業の推進	集団保育が可能な障がい児等の受け入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう保育士の専門性の向上を図ります。
病児・病後児保育の検討	仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病气中や病气回復期にある子どもの保育が家庭で困難な場合に一時的に保育する病児・病後児保育の実施について検討します。
こども誰でも通園制度の実施	保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所等を利用できる事業を実施します。
給食費無償化事業の実施	町独自の子育て支援事業として、給食費の無償化を実施します。
保育料等第2子以降無償化事業の実施	町独自の子育て支援事業として、第2子以降の保育所保育料等の無償化を実施します。
保育環境の整備	児童が安全で安心して過ごせるよう、施設や遊具などの保育環境を整備します。
町立保育所のあり方についての検討	少子化に伴う児童数の減少などの課題に対応するため、紀宝町立保育所のあり方検討委員会において、町立保育所のあり方について検討を進めます。

(3)子育て支援のネットワークづくり

施策・事業の方針	方針内容
子育てガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成します。
こども家庭センターの運営	すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対し切れ目のない相談支援を行う機関として、妊産婦や子どもとそのご家庭に寄り添い、さまざまな機関と連携を取りながら、解決策を見つけるための支援を行います。

(4)児童の健全育成

施策・事業の方針	方針内容
サポートスクール事業	放課後や長期休業中に学習時間を設定し、講師が児童の自主学習を支援することにより、学習に対する意欲の喚起と学力向上を図るとともに、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めます。
学校施設開放の促進	子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施設開放を促進し、安全・安心に配慮しながら、有意義な活動ができるよう努めます。
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ少年団本部と協力し、スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を実施します。

施策・事業の方針	方針内容
スポーツ教室の開催	総合型地域スポーツクラブと協力し、スポーツ活動を通した心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室を開催します。
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業を開催し、小中学校においても高齢者との交流の場づくりを検討します。
多様な体験活動の推進	保育所、幼稚園、小学校等において、農業体験等の多様な体験活動を実施します。
児童手当の支給	法に基づく手当の支給を実施します。
就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」および本町の認定基準に基づき、公平かつ慎重な審査のもと、援助を実施します。
修学奨励費の支給	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品や修学旅行費の就学費用の1/2(上限あり)援助を実施します。
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する街頭啓発を実施します。
街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による問題行動の早期発見および未然防止に努めるとともに、活動の参加者の拡大を図ります。
有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施します。
社会を明るくする運動の推進	街頭啓発、作文コンテスト、地域のふれあい活動、環境美化活動を実施します。
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	地区青少年育成部・町青少年育成町民会議による青少年健全育成活動を推進し、地域にとけこんだ事業の実施を展開します。
「子ども110番の家」の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板を設置し、より安全・安心な通学路の整備に努めます。
読み聞かせボランティア養成講座	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座を開催します。
学校読み聞かせボランティアの育成	学校等で読み聞かせボランティアをしているグループ単位で図書館司書による講座の開催を検討します。
読み聞かせボランティアグループの育成	ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成とともに、修了生の更なるレベルアップを図ります。
小学校、幼稚園、保育所、子育てサークルなどでの読み聞かせ	保育士、教諭、ボランティアグループによる読み聞かせを定例的に行い絵本に親しめる環境をつくります。

2

母親や乳幼児等の健康の確保および増進

(1) 母親や子どもの健康の確保

施策・事業の方針	方針内容
妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制の強化	子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援を提供できる体制の整備・強化を目指します。
母子健康手帳の交付と子育てケアプランの作成	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付および保健サービスの情報提供と一人ひとりの実状に応じた産前産後の「子育てケアプラン」を作成します。
妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業	妊娠期を安心して過ごすことができる環境を提供するため、保健師の面談等の継続的な「相談支援」、出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を併せて行います。
産前産後の相談体制の充実	妊産婦の悩みや不安等を解消するため、保健師による妊婦全戸訪問や産後2週間目全戸電話相談など相談体制の充実を図ります。
育児相談の充実	乳幼児とその親を対象とし、すくすく育児相談の開催(年間 12 回)や、その他随時、育児に関する相談体制の充実を図ります。
妊婦健康診査の実施	安心・安全で健やかな出産のために、妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施します。
マタニティ歯科検診の実施	胎児の健康につながる妊婦の口腔内の健康を保持するため、マタニティ歯科検診を実施します。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。
4か月児、10 か月児健康診査の実施	4か月児、10 か月児を対象とした集団健康診査および三重県内、新宮市内の指定医療機関における個別健康診査を実施し、受診率100%を目指します。
1歳8か月児健康診査の実施	1歳8か月以上2歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施し、受診率100%を目指します。
3歳児健康診査の実施	3歳以上4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施し、受診率100%を目指します。
プレママ教室の充実	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児等に関する講話や実習の充実により、母乳育児の推進や育児不安の軽減を図るとともに、妊婦同士の交流の場づくりを推進します。
事故防止の啓発	こんにちは赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時等、発達年齢に応じ、事故防止情報の提供と啓発を実施します。
子ども医療費の支給	18 歳年度末までの子どもを対象とした医療費の支給を実施します。
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種を実施し、100%に近い接種率を維持するとともに、それぞれの予防接種時期に合わせた情報提供を実施します。

施策・事業の方針	方針内容
親子教室	未就園児を対象に、小集団の中での活動を通し、幼児の健全な発育・発達を促します。
子どもの歯科保健の充実	1歳6か月、3歳児歯科検診以外に、1歳児、2歳児、2歳6か月児を対象に歯科健診および希望者にフッ化物歯面塗布を実施します。 保育所、幼稚園において、4歳児、5歳児を対象に、歯科保健指導およびフッ化物洗口を実施します。 小学校、中学校において、学年ごとに歯と口の健康教育を実施します。

(2)食育等の推進

施策・事業の方針	方針内容
健診時の栄養指導	4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健康診査において、乳幼児と家族に対する食育の意識づけとともに、指導を実施します。
離乳食教室	子育て支援センターとの連携拡大を図り、妊婦と7か月～8か月の乳児とその保護者を対象に、離乳食の進め方の講話を実施します。
食育ボランティアによる食育の推進	食育ボランティア(きぼう食の会)により、小学生や中学生を対象とした適切な食習慣の自立形成に向けた調理実習を開催します。

(3)思春期保健対策の充実

施策・事業の方針	方針内容
正しい性知識の普及・啓発とライフプラン教育の推進	各学校等の関係機関との連携を強化し、性についての正しい知識の普及啓発とライフプラン教育の推進を図ります。

(4)小児医療の充実

施策・事業の方針	方針内容
医師会との連携強化	小児医療について、各医師会との連携を強化し、紀南医師会災害時救護班登録の推進をはじめ、各関係研修会や救急の日講演会の実施を推進していきます。また、医療タウンミーティング・医師確保に向けた取り組みの充実を図ります。
小児医療に関する情報提供体制の充実	各医師会との連携を強化し、小児医療に関する情報提供体制の充実を図ります。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1)次代の親の育成

施策・事業の方針	方針内容
職場体験の充実	中学校期における様々な職場での体験活動を通し、「職業」や「仕事」に対する意識の向上を推進し、引き続き、中学校の職場体験に対し補助を実施します。
男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることに加え、男性の育児休暇取得への理解と支援の必要性の啓発を実施します。

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策・事業の方針	方針内容
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善を行い、各学校において教師の指導力向上にむけた教員研修を実施します。
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導などの積極的な取り入れと個々に応じたきめ細かな指導を行うとともに、各学校において、個々に応じた多様な指導方法の研究と実践を支援します。
外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)の全小中学校および幼稚園への派遣を行います。
外部人材の活用	学校、家庭、地域が連携・協働して子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域人材を活用し、地域の特色を生かした体験活動を推進します。
道德教育の充実	考え議論する道德を目指して、授業の質的改善に取り組み、道德教育の充実を図ります。
多様な体験活動の機会の充実	各学校において、自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。
いじめや不登校等に対する教育相談体制の充実	児童生徒へのアンケート調査、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)や校内教育支援センターを活用した相談等により、いじめや不登校の根絶にむけた相談体制強化を図ります。
体育授業の充実	各学校において、指導計画・指導方法の工夫により、子どもの体力向上と教師の指導力向上を図ります。
歯科保健対策の推進	紀宝町学校保健会および、紀宝町歯科プロジェクトにおいて、幼児、小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識啓発を実施します。
学校施設の整備	老朽化の著しい学校施設の改修・整備、充実を図ります。

施策・事業の方針	方針内容
信頼される学校づくり	県の事業を活用しながら、充実した学校活動への補助および行事への協力支援を行います。
幼稚園および小・中学校 PTA 連合会への支援	補助金の助成とともに、活動や行事への支援・協力を行います。
保育所・幼稚園と小学校の連携	保育所・幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化を図り、情報を共有できるシステムの強化を図ります。

(3)家庭や地域の教育力の向上

施策・事業の方針	方針内容
家庭教育の相談	家庭や地域における教育力の向上を目指し、相談体制の強化や講演等の開催を検討します。
親子で参加できるイベントの開催	町民運動会、学校行事等の親子で参加できる各種体験活動を推進するとともに、親子の触れ合いやつながりが深まるような活動の計画を推進します。
総合型地域スポーツクラブの運営を支援	子どもの成長段階に応じたスポーツプログラムを実施するとともに、スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的とした総合型地域スポーツクラブの運営を支援します。
自然体験講座の開催	参加者・ボランティアスタッフの意見を聞かされた上で、森林や河川などの自然に子どもがふれることのできる自然体験講座を開催します。

4 子どもの安全安心の確保

(1)安全・安心まちづくりの推進等

施策・事業の方針	方針内容
防犯ブザーの配布	幼稚園児、小学校児童に防犯ブザーを配布します。
防犯灯設置への支援	町内会への防犯灯設置補助を継続して実施します。
交通安全教育の促進	幼稚園・保育所・小学校・中学校等での交通安全教室を開催します。
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。
チャイルドシート購入費補助事業	チャイルドシートの購入にかかる費用の一部を補助します。
地域の道路の整備	通学路や歩道等の改良整備を推進します。
交通安全の強化	道路照明灯の設置、信号の設置、危険箇所の把握等、交通安全の強化を図ります。
自転車用ヘルメット購入費補助事業	自転車事故被害を少しでも軽減するため、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助します。
身近な公園の整備	安全管理の強化や管理体制を整備し、子どもが安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。

(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策・事業の方針	方針内容
児童相談の推進	児童に関する各種相談を実施します。
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施するとともに、さらなる安全・安心の充実に努めます。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策・事業の方針	方針内容
子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知	町の広報誌やインターネットホームページなど各種媒体の活用や企業訪問を行うなど、育児休業制度等各種制度の周知に努めます。
男女共同参画の取り組みの推進	男女共同参画の視点が定着するよう、町民意識の醸成のための広報・啓発活動を推進します。 教育・保育の場を通して、男女共同参画・ジェンダー・家庭的責任についての情報提供等を行います。
父親の育児参加の推進	父と子を対象とした講座の開催を検討します。その際、父親が参加しやすいように講座内容・開催時期・参加方法等を工夫します。

(2)子育てしやすい就労環境の整備

施策・事業の方針	方針内容
働き方の見直しと、働き続けやすい職場環境の整備	事業主や働く人に対して、育児・介護休暇制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行い、子育てしながら働き続けやすい職場環境づくりを促進します。 企業・事業所等に対して、働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。
仕事と子育てとの両立支援	子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、関係機関と連携・協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。
再就職しやすい職場環境づくりの推進	仕事を辞めた方の再就職を支援するため、国・県が行う職業訓練や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修などの情報提供を推進します。

6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1)児童虐待防止対策の充実

施策・事業の方針	方針内容
紀南地域児童家庭支援協議会の活動推進	関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動および啓発活動を推進します。
虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談、指導の充実を図ります。
虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、育児相談、乳幼児健診、訪問指導等あらゆる機会における、児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。
主任児童委員、民生委員・児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員・児童委員の積極的活用を行います。
子育て短期支援(ショートステイ)事業の充実	養育が困難な保護者の負担を和らげ、虐待等の可能性を未然に防ぐことを目的とし、児童養護施設などに短期で預ける支援を行います。

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策・事業の方針	方針内容
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。
一人親家庭等医療費の支給	母子家庭の母および父子家庭の父ならびにこれらの家庭の18歳年度末まで児童を対象とした医療費の支給を行います。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	三重県による修学資金等の貸し付けを行います。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭に生活援助、子育て支援を行います。
ひとり親家庭小学校入学祝金支給事業	小学校に入学する児童を養育するひとり親家庭に対し、入学祝金を支給します。
放課後児童健全育成事業利用料金の減免	ひとり親世帯の放課後児童クラブ利用料金を減免します。

(3)障がい児施策の充実

施策・事業の方針	方針内容
療育機能の充実	保健師、幼稚園、保育所、子育て支援センターの役割分担を明確にし、個別性のある支援体制を整備することで、発達に遅れがあると思われる児童の早期発見・早期療育に努めます。 障がい児等の相談支援を行うことで、地域生活を支援するとともに療育機能の充実を図ることを目的とした障がい児相談支援業務を行います。
短期入所事業の実施	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できない時、入所施設で一時的に預かる事業を実施します。
児童発達支援事業の充実	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援など療育支援を行います。
放課後デイサービス事業の充実	学齢期を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を継続的に行います。
特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。
障がい児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。
特別支援教育の充実	補助員配置により、地域の特別支援学校における教育の充実とともに障がい児教育を推進します。また、町特別支援教育推進事業の充実と推進を図ります。
障がい者医療費の支給	障がい者を対象とした医療費の支給を行います。
補助具の交付および日常生活用具の給付	補助具の交付および日常生活用具の給付を行います。
日中一時支援事業の実施	障がい児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児であって保護者が付き添うことができない場合に、余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行います。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具を給付します。
医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ体制整備の検討	医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ体制整備について、関係機関と調整、検討を行います。

(4)子どもの貧困対策の充実

施策・事業の方針	方針内容
子どもの貧困対策に係る支援体制の充実	すべての家庭に対して、包括的な支援を行うため、相談支援体制の充実を図ります。 また、様々な課題を抱える家庭に対して、関係機関との連携を図りながら就学や生活等に関して必要な支援を行い、安心して子育てしながら生活できるよう、保護者等に寄り添った支援を推進します。 その他、実態調査や個別訪問など子どもが貧困状態に置かれている家庭の状況把握に努め、必要な支援へと結びつけていきます。
学習・生活支援への連携	生活困窮家庭で希望する子どもに対して、学習・生活支援などを行う関係機関につなげ、進学を支援することにより卒業後の安定した就職に結び付け、自立促進を図ります。

(5)ヤングケアラー施策の充実

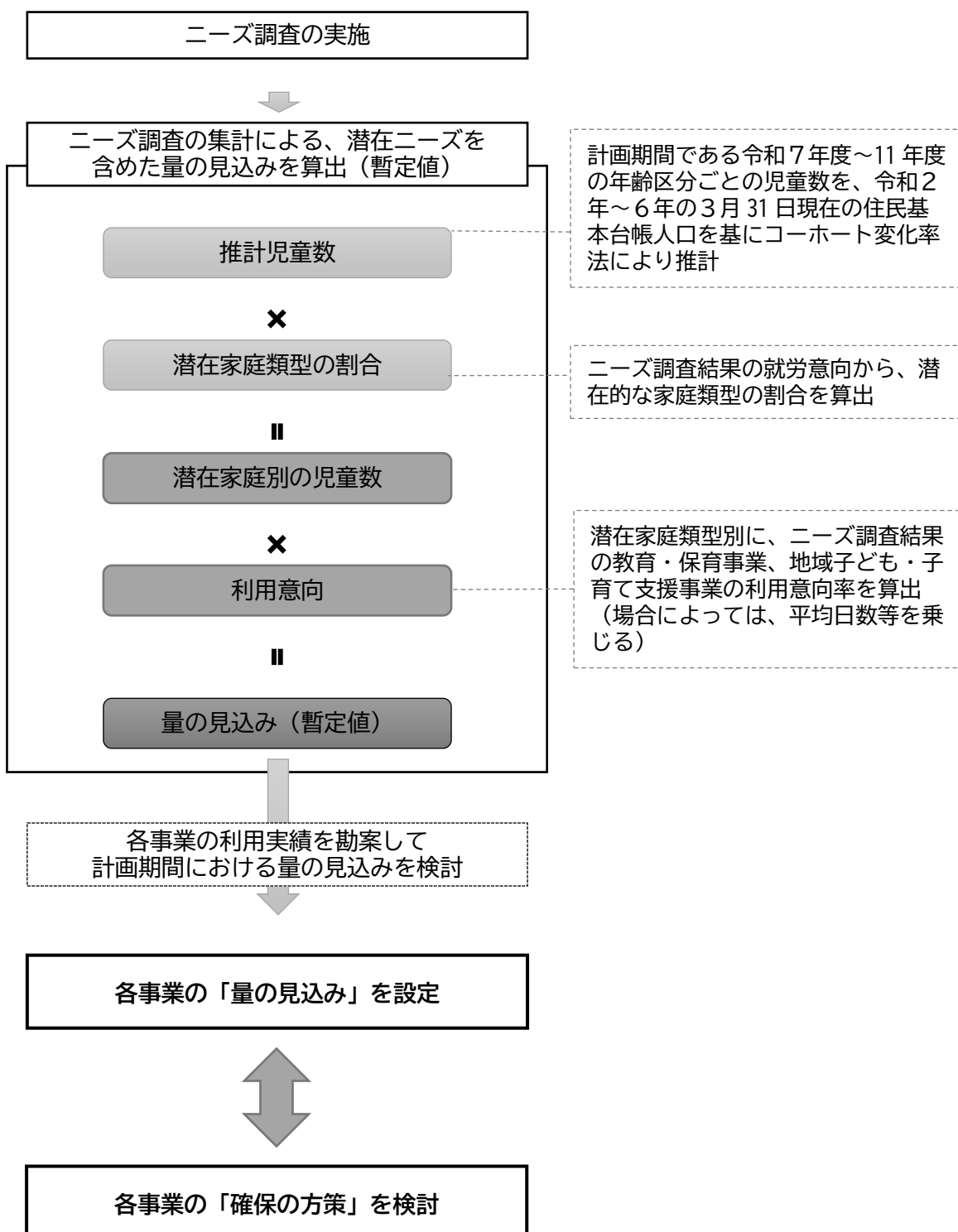
施策・事業の方針	方針内容
ヤングケアラーの啓発と把握および支援体制の充実	子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないヤングケアラー問題について、子ども当事者への啓発活動を行うとともに、福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、早期発見・把握に努めます。 また、必要に応じて相談対応等の支援を実施します。

第5章

量の見込みと確保方策

1 量の見込みの算出

子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を基に、これまでの各事業の利用実績を勘案し、計画期間における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定するとともに、「確保の方策」を検討しました。



2 提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育および地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

(2)教育・保育提供区域の設定にあたっての町の考え

本町においては、幼稚園、保育所について、利用者の居住地区に関わらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も、大半の事業が幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により、町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、原則、町全体を1つの区域に設定することとします。

3 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

①教育事業（1号認定および2号認定教育ニーズ〔3～5歳児〕）

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）および、保育の必要性はあるが幼稚園での教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	実利用人数／年間

		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1号認定	42人	36人	38人	34人	30人	29人
現在の実施状況		●幼稚園 1園					
B 確保方策	幼稚園		36人	38人	34人	30人	29人
確保方策 の内容	町内の幼稚園において実施。						

②保育事業（2号認定[3～5歳児]）

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	実利用人数／年間

		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の 見 込 み	2号認定	118人	127人	130人	125人	122人	120人
現在の実施状況		●保育所 5園					
B 確保 方 策	特定教育 保育施設		120人	125人	122人	122人	120人
	特定教育 保育施設 (広域調整分)		7人	5人	3人	0人	0人
確保方策 の 内 容		町内の保育所、および町外の特定教育保育施設において実施。					

③-1 保育事業(3号認定〔0歳児〕)

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	実利用人数／年間

		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	3号認定 (0歳児)	12人	9人	9人	8人	8人	8人
現在の実施状況		●保育所 5園					
B 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設		12人	12人	12人	12人	12人
確 保 方 策 の 内 容	保育士の確保を図りながら、町内の保育所において実施。						

③-2 保育事業（3号認定〔1・2歳児〕）

事業の概要			1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。					
量の見込み算出方法			国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出					
単位			実利用人数／年間					
			実績値	実施時期				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	3号認定 (1歳児)		84人	30人	36人	35人	34人	33人
	3号認定 (2歳児)			44人	32人	39人	38人	37人
現在の実施状況			●保育所 5園					
B 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	3号認定 (1・2歳児)		74人	68人	74人	73人	70人
確 保 方 策 の 内 容			保育士の確保を図りながら、町内の保育所において実施。					

③-3 保育利用率の目標設定

目標設定の趣旨	子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用実績数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。			
保 育 利 用 率 の 算 出 方 法	令和6年度における保育利用率の試算			
		子どもの数 (3月31日)	実績値	保育利用率
	0歳	36人	4人	11.1%
	1・2歳	121人	88人	72.7%
	保育利用率の目標値は、令和6年度における3号に該当する子どもの数の実績と同率と設定。			

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率 の目標値	0歳	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%
	1・2歳	72.7%	72.7%	72.7%	72.7%	72.7%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用実績数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

④認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。現在本町に認定こども園はありませんが、今後の人口減少に伴い、保育所の統廃合について検討が必要となる場合には、利用者のニーズも踏まえながら、認定こども園としての整備についても視野に入れて協議を行います。

⑤質の高い教育・保育の提供と幼小連携の推進

紀宝町では、少子化に伴う入所園児数の減少が進む中、家庭環境や共働き家庭の増加など多様な教育・保育ニーズにあったサービスの充実や幼児期の教育・保育の量と質の充実が求められています。

町の幼児教育・保育施設については、幼稚園 1 施設、保育所 5 施設で入所(園)者の受入れを行っています。安心安全な幼児教育・保育体制の確保を図るための職員の確保など多くの課題を抱えています。

安全で安心して子どもを預けられる施設環境の整備や幼児教育を向上させ、効率的な運営ができる保育所、幼稚園のあり方を検討し、既存の保育所・幼稚園との効率的な運営方法、小学校とのつながりを重視したより積極的な幼児教育・小学校との連携強化についての取り組みを進めます。

⑥子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付については、各種利用施設に対し、本制度の説明を行い、理解を求めるとともに、可能な限り各施設で取りまとめを依頼するなど、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

⑦特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

①放課後児童健全育成事業

事業の概要		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。					
量の見込み 算出方法		国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出					
単位		実利用人数／年間					
A 量 の 見 込 み		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	低学年	69人	90人	70人	81人	82人	76人
	高学年	21人	26人	23人	23人	21人	17人
現在の実施状況		●町内1か所で実施					
B 確保方策			116人	93人	103人	104人	94人
確保方策 の内容		引き続き、町内1か所において実施。					

②延長保育事業

事業の概要	開所時間を超えた保育（11 時間）を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	実利用人数／年間

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	115 人	117 人	118 人	114 人	106 人	100 人
現在の実施状況	●国事業の延長保育（11 時間）は未実施 ※ここでの「量の見込み」および「確保方策」は標準時間での利用者数					
B 確保方策		117 人	118 人	114 人	106 人	100 人
確保方策 の 内 容	国事業の延長保育（11 時間）については現状実施していないが、今後の利用者のニーズに沿って、広域入所の利用を含めた対応や、町内での必要性について検討を行う。					

③病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。					
量の見込み 算出方法	—					
単位	延べ利用人数／年間					
	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	—	—	—	—	—
現在の実施状況	●未実施					
B 確保方策		—	—	—	—	—
確保方策 の内容	病児保育事業は、現状において実施には至っていませんが、引き続き、広域的な取り組みを含めた病院等での病児保育事業や、子育て援助活動支援事業内での実施を含め、検討をしていきます。					

④一時預かり事業(幼稚園型)

事業の概要	幼稚園の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	延べ利用人数／年間

		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1号認定による利用 (年延べ人数)	5,337 人日	2,193 人日	2,340 人日	2,083 人日	1,850 人日	1,728 人日
	2号認定による利用 (年延べ人数)		3,324 人日	3,546 人日	3,156 人日	2,804 人日	2,618 人日
現在の実施状況		●幼稚園 1園					
B	確保方策 (年延べ人数)		5,517 人日	5,886 人日	5,239 人日	4,654 人日	4,346 人日
確保方策の内容		町内の幼稚園において実施。					

⑤一時預かり事業(幼稚園型以外)

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	延べ利用人数／年間
現在の実施状況	●未実施
確保方策 の 内 容	一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、今後の利用者のニーズに沿って、町内での必要性について検討していきます

⑥地域子育て支援拠点事業

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出					
単位	延べ利用人数／月					
	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	527 人回/月	666 人回/月	628 人回/月	671 人回/月	652 人回/月	628 人回/月
現在の実施状況	●町内1か所に設置					
B 確保方策		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 内の 内容	引き続き、町内1か所で実施する。					

⑦利用者支援事業

事業の概要	妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する地域の特性に応じた包括的な支援を提供する体制を整備します。
量の見込み 算出方法	これまでの実施実績に基づき算出
単位	か所

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
現在の 実施状況	●町内1か所で実施					
B 確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 の内容	引き続き、地域の特性に応じた包括的な支援を実施。					

⑧子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み 算出方法	—
単位	延べ利用人数／年間

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	—	—	—	—	—
現在の実施状況	●未実施					
B 確保方策		—	—	—	—	—
確保方策 の内容	子育て短期支援事業は、今後の利用が見込まれないため、町内での実施は予定していません。					

⑨ファミリー・サポート・センター事業

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	延べ利用人数／年間

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A	量の見込み (年延べ人数)	961 人日	672 人日	658 人日	644 人日	616 人日	588 人日
現在の実施状況		●町内にファミリー・サポート・センター1か所設置					
B	ファミリー・ サポート・ センター事業		672 人日	658 人日	644 人日	616 人日	588 人日
確保方策 の内容		引き続き、ファミリー・サポート・センターの周知を図り、援助会員の募集を行っていく。					

⑩乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
量の見込み 算出方法	人口推計による出生数に基づき算出
単位	実利用件数／年間

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	37件	48件	47件	46件	44件	42件
現在の実施状況	●生後4か月までの乳児がいる家庭の訪問を実施					
確保方策 の内容	引き続き、生後4か月までの乳児がいる家庭の訪問を実施。					

⑪養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
量の見込み 算出方法	過去の利用実績を踏まえ設定
単位	実利用件数／年間

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	10件	10件	10件	10件	10件	10件
現在の実施状況	●支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員等による訪問を実施					
確保方策 の内容	引き続き、支援が必要な家庭に対し、家庭訪問支援者等による訪問を実施。					

⑫子育て世帯訪問支援事業

事業の概要	支援が必要な家庭に対する訪問を行い、養育環境を整え、虐待リスクの低減を図ります。本事業の実施に向けて検討を進めます。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出					
単位	延べ利用人数／年間					
	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		39 人日	38 人日	37 人日	36 人日	34 人日
確保方策 の内容	令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、本町においては、早期の事業の実施に向けて検討を進めます。					

⑬児童育成支援拠点事業

事業の概要	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学童期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出					
単位	実利用人数／年間					
	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		5 人	5 人	4 人	4 人	4 人
確保方策 の内容	行政各関係機関および学校、幼稚園、保育所等への訪問を実施する。					

⑭親子関係形成支援事業

事業の概要	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童およびその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、補正の上で算出					
単位	実利用人数／年間					
	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		10人	9人	9人	9人	9人
確保方策 の内容	本事業の実施について、ニーズの動向を見極めながら検討していく。					

⑮妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴奏型相談支援の推進を図ります。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、補正の上で算出					
単位	面談実施合計回数					
	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		82回	80回	77回	73回	73回
B 確保方策		82回	80回	77回	73回	73回
確保方策 の内容	すべての妊婦に対して面談を行い、支援を行っていく。					

⑩乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業の概要	保護者の就労状況などに関係なく、保育所や幼稚園などに子どもを一時的に預けられる制度です。幼稚園や保育所などに通っていない、生後6か月から満3歳未満の子どもを対象としています。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、補正の上で算出
単位	延べ利用人数／月

		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の 見 込 み	0歳児			17人日	17人日	16人日	15人日
	1歳児			10人日	10人日	10人日	9人日
	2歳児			2人日	4人日	4人日	4人日
B 確 保 方 策	0歳児			17人日	17人日	16人日	15人日
	1歳児			10人日	10人日	10人日	9人日
	2歳児			2人日	4人日	4人日	4人日
確 保 方 策 の 内 容		町内1か所で実施。					

⑰産後ケア事業

事業の概要	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出
単位	延べ利用人数／年間

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
B 確保方策		5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
確保方策 の内容	産後ケアが必要な方へ勧奨を行い、実施していく。					

⑱妊婦健康診査

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
量の見込み 算出方法	人口推計による出生数に基づき算出
単位	延べ利用回数／年間

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	571人回	658人回	644人回	616人回	588人回	588人回
確保方策 の内容	引き続き、町内（県内外）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査について14回の健康診査を受けることのできる態勢を確保する。					

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1)放課後対策の目標事業量および取り組み方針

①放課後児童クラブの令和 11 年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブは令和6年度現在において、1か所開設されています。令和7年度以降においても現状の維持を図っていきます。

	令和6年度 (現状)	令和7年度以降 (目標)
放課後児童クラブ	1か所	1か所

②放課後子ども教室の令和 11 年度までの整備計画

放課後子ども教室は、令和6年度現在において未実施となっています。令和7年度以降においては地域のニーズを把握しつつ、近隣市町の状況も確認しながら、実施について検討を進めていきます。

	令和6年度 (現状)	令和7年度以降 (目標)
放課後子ども教室	0か所	実施の検討

③連携型および校内交流型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和 11 年度に達成されるべき目標

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室が連携して活動プログラムを実施する「連携型」、および同一の小中学校内で実施する「校内交流型」の数について、本町においては放課後子ども教室が未実施のため該当はありません。令和7年度以降においては放課後子ども教室の実施の検討と合わせて、放課後児童クラブとの一体的な運用を検討していきます。

	令和6年度 (現状)	令和7年度以降 (目標)
連携型および校内交流型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室（か所数）	未実施	実施の検討

④連携型および校内交流型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

放課後子ども教室の実施の検討と合わせて、放課後児童クラブとの一体的な運用を検討していくとともに、運営方法・情報の共有化を図る中で、コーディネーターを中心として連携を深めていける方策を模索します。

⑤放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

既存小学校などにおいて余裕教室等が発生した場合はその有効利用に努めていきます。

⑥放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

これまで通り教育部局と福祉部局の連携を密にしながら事業を推進していきます。

⑦特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する取り組み

保護者等との連絡を密にし、安心できる居場所づくりを実現します。

⑧子どもの健全育成を図るなど放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

地域の方とのつながりを大切にしながら子どもの健全な育成を図ります。

第6章

推進体制

1 推進体制の確立

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画について住民へ広く周知するとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)の確立によって、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

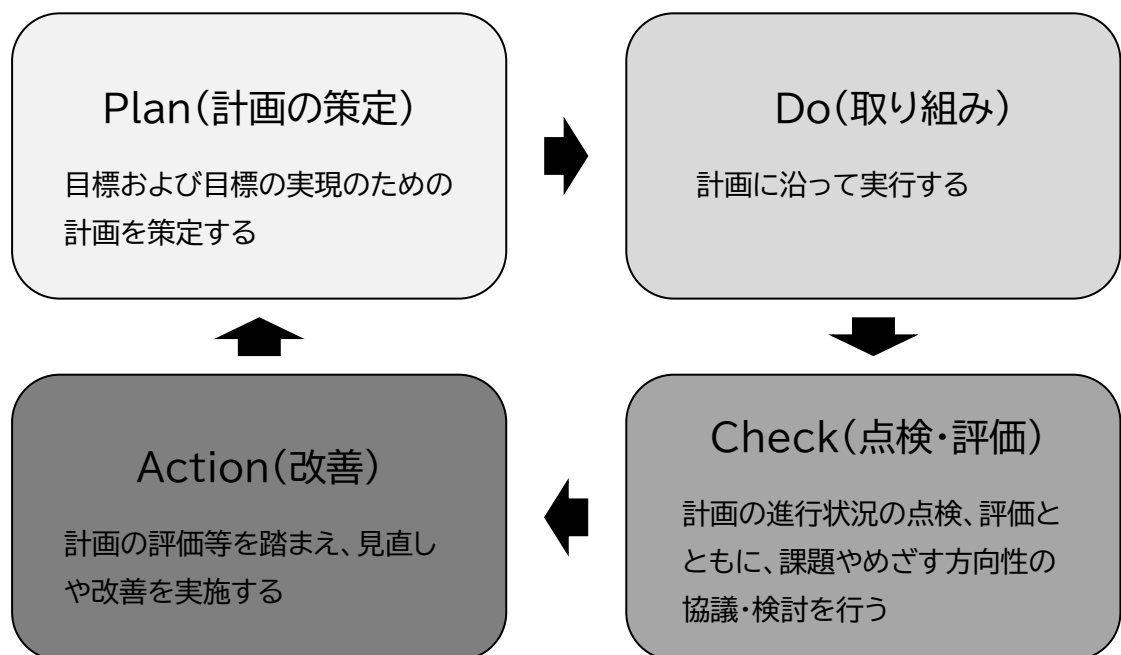
① 推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

② 情報提供・周知

紀宝町ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを町の広報やホームページ等を活用して、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の子育てサービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、広く周知・啓発に努めます。



2 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、努めていきます。

3 計画の評価・確認

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、関係課を中心として、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。